第129回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2025年２月27日（木曜日）
午前10時

開催場所

東京都江東区東陽六丁目３番３号
ホテル イースト21東京 ３階 永代の間

（末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。）

丸八倉庫株式会社
証券コード 9313

目 次

第129回定時株主総会招集ご通知
株主総会参考書類
事業報告
連結計算書類
計算書類
監査報告書

議 案

第１号議案 剰余金の処分の件
第２号議案 取締役５名選任の件
第３号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の継続の件

（証券コード：9313）
2025年２月10日

株　主　各　位

東京都江東区富岡二丁目１番９号
丸八倉庫株式会社
代表取締役社長　峯　島　　一　郎

第129回 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第129回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しております。

【当社ウェブサイト】
https://www.maru8.co.jp/ir/soukai.html

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「丸八倉庫」または「コード」に「9313」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」の順に選択し、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

**　なお、書面によっても議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年２月26日（水曜日）午後５時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。**

敬　具

記

1.　日　　時　　2025年２月27日（木曜日）午前10時
2.　場　　所　　東京都江東区東陽六丁目３番３号
　　ホテル イースト21東京　３階　永代の間
（末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報 告 事 項

(1) 第129期（2023年12月１日から2024年11月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

(2) 第129期（2023年12月１日から2024年11月30日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役５名選任の件

第３号議案　当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の継続の件

4. その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）について

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

(1)連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

(2)計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

以　上

◎　当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎　議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

◎　電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第129期期末配当につきましては、安定的配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
金銭とする。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金20円　　総額118,423,860円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年２月28日

第２号議案　取締役５名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役５名全員が任期満了となります。つきましては、取締役５名の選任をお願いするものであります。

候補者が選任された場合の任期は、定款の定めにより第131回（2027年２月）定時株主総会終結の時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1

峯島（みねしま） 一郎（いちろう）

再任

■生年月日
1960年３月８日生

■所有する当社の株式の数
174,518株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1993年４月　当社入社
1997年４月　当社営業第二部長
2000年２月　当社取締役営業第二部長
2000年４月　当社取締役営業企画部長
2000年12月　当社取締役営業部長
2006年３月　当社常務取締役営業担当
2010年２月　当社常務取締役営業本部長
2015年２月　当社取締役副社長
2016年４月　当社取締役副社長営業管掌ならびに統括補佐
2017年２月　丸八クリエイト株式会社取締役（現在に至る）
2017年２月　当社代表取締役社長（現在に至る）

選任理由
企業経営に関する高い見識と当社事業内容に関する豊富な経験・知見を有するとともに、2017年代表取締役社長に就任以来、当社の成長と企業価値向上へリーダーシップを発揮していることから、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

みやざわ　ひろもと
宮沢 浩元

再任

■生年月日
1962年11月８日生

■所有する当社の株式の数
8,500株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2010年４月　三菱UFJ信託銀行株式会社営業第５部長
2012年12月　同社九州法人営業部長
2015年10月　当社総合企画部長
2016年２月　当社取締役総合企画部長
2016年４月　当社取締役総合企画部長兼情報システム部長
2017年２月　丸八クリエイト株式会社取締役（現在に至る）
2017年２月　当社常務取締役総合企画部長兼情報システム部長
2021年１月　当社常務取締役（現在に至る）
2023年２月　東北丸八運輸株式会社取締役（現在に至る）

選任理由
当社の経営企画全般に携わり、当社事業内容に関する豊富な経験・知見を有していることから、今後とも当社の成長と企業価値向上への貢献が見込まれるため、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

たにけんじ
谷 健次

再任

■生年月日
1959年３月24日生

■所有する当社の株式の数
11,200株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年８月　当社入社
2008年４月　当社総合企画部次長
2014年４月　当社情報システム部長兼品質管理部長
2016年４月　当社総務部長兼品質管理部長
2017年２月　当社取締役総務部長兼品質管理部長
2021年１月　当社取締役総務部長兼情報システム部長兼品質管理部長
2023年２月　当社常務取締役総務部長兼情報システム部長兼品質管理部長（現在に至る）

選任理由
当社の管理部門に携わり、当社事業内容に関する豊富な経験・知見を有していることから、今後とも当社の成長と企業価値向上への貢献が見込まれるため、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

山口 正志（やまぐち まさし）

再任　社外　独立

■生年月日
1949年5月5日生

■所有する当社の株式の数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1998年6月　株式会社ヤマタネ取締役
2002年6月　同社常務取締役
2006年4月　同社代表取締役専務取締役
2012年7月　株式会社創和エンジニアリング専務取締役
2012年9月　同社代表取締役社長
2016年2月　当社取締役（現在に至る）

選任理由および期待される役割の概要
同業他社において永年にわたり経営に携わり、当社事業内容に関連した豊富な経験・知見を有しており、社外取締役として、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただけることが期待されるため、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 5

佐藤 久和（さとう ひさかず）

再任　社外　独立

■生年月日
1950年11月11日生

■所有する当社の株式の数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1993年5月　株式会社三菱銀行西早稲田支店長
1995年5月　同社心斎橋支店長
2000年4月　株式会社東京三菱銀行名古屋法人新規室長
2008年6月　斎久工業株式会社常務取締役営業本部長
2011年6月　同社常務取締役営業推進本部長
2016年2月　当社取締役（現在に至る）

選任理由および期待される役割の概要
金融機関および建設業での経営に携わり、豊富な経験・知見を有しており、社外取締役として、今後も当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただけることが期待されるため、引き続き選任をお願いするものであります。

（注）1．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2．取締役候補者峯島一郎氏および宮沢浩元氏は、当社の子会社であります丸八クリエイト株式会社の取締役を兼務しております。
3．取締役候補者宮沢浩元氏は、当社の子会社であります東北丸八運輸株式会社の取締役を兼務しております。
4．山口正志氏および佐藤久和氏は、社外取締役候補者であります。両氏は現在、当社の社外取締役であり、社外取締役として

の在任期間は本総会終結の時をもって９年となります。当社は両氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再選された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

5．当社は、会社法第427条第１項および定款の定めるところにより、山口正志氏および佐藤久和氏との間で責任限定契約を締結しております。両氏が再選された場合は、同契約を継続する予定であります。なお、社外取締役との責任限定契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

・社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する最低責任限度額を限度として賠償責任を負うものとする。

6．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりです。各候補者が取締役に再選された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

（ご参考）第2号議案が承認された場合の経営体制

個々の役員について、知見・経験を有する分野、社外役員に特に期待する分野は下記のとおりであります。

	企業経営・経営戦略	財務・会計	IT・DX	人事・人材開発	営業	不動産	現業オペレーション	法務・リスク管理
峯島一郎	●		●		●	●	●	●
宮沢浩元	●	●		●	●	●		●
谷健次	●	●	●	●			●	●
山口正志	●	●		●			●	
佐藤久和	●	●			●	●		

第３号議案　当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の継続の件

当社は、2015年７月10日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第３号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）を定めると共に、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(同号ロ(2)に規定されるものをいいます。）の一つとして、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入することを決定し、2016年２月25日開催の当社第120回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。その後、2019年及び2022年に開催された当社定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て、当該対応策を継続いたしましたが（以下、2022年２月25日開催の当社第126回定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただいた当社買収防衛策を「現行プラン」といいます。)、現行プランの有効期間は本総会の終結の時をもって満了することとなっております。

当社は、現行プラン導入以後の関係法令の改正や社会・経済情勢の変化、買収への対応方針に関する議論の動向等をふまえ、当社の企業価値の向上並びに株主共同の利益の確保・向上の観点から買収への対応方針のあり方について継続的に議論してまいりました。その結果、2025年１月10日開催の取締役会において、現行プランに所要の変更を行った上で継続すること（以下、継続後のプランを「本プラン」といいます。)、及び、本プランによる買収への対応方針の継続に関する承認議案を本総会に提出することを独立社外取締役を含む全取締役の賛成により決定しました。本プランは、現行プランに一部記載の追加及び語句の修正・整理等を行っておりますが、実質的な内容の変更はありません。

本プランによる買収への対応方針の継続は、本総会において株主の皆様のご承認が得られることを条件として効力が発生するものとされております。従いまして、本議案は、本プランによる買収への対応方針の継続について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。本プランの内容は下記のとおりです。

なお、会社法及び金融商品取引法その他の法令、それらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等並びに当社株式等が上場されている金融商品取引所の規則等（以下、総称して「法令等」といいます。）に改正（法令等の名称の変更や旧法例等を承継する新法令等の制定等を含みます。以下同じとします。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に承継する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

記

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策

Ⅰ．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉等を行う必要があると考えています。

Ⅱ．基本方針の実現に資する特別な取組み

（1）企業価値向上への取組み

当社は、「お客様に完全な業務を提供する」「社業の発展を通じて市民生活の向上に貢献する」「人間尊重の経営に徹する」を経営理念とし、経営基盤の強化と業績安定・向上に努めてまいりました。

今般、当社は、内外の環境変化に的確に対応しながら、さらなる成長を果たすため、新中期経営計画（2022－2026）を策定いたしました。

当社は創業以来、時代の変化やお客さまのニーズの変化に適応しながら、物流サービスを展開してまいりました。特に、永年蓄積してきた3PLのノウハウを駆使して個々のお客さまのニーズにお応えするビジネスモデルは当社の強みとなっております。また、お客さまの物品を単に保管するのみならず、お客さまの物流に関する課題解決に向けて、『物流コンシェルジュ』的な役割を担い、ソリューション提案を引き続き実行していくことで「オーダーメイド型のBESTソリューションを提供する物流カンパニー」を目指してまいります。

当社は、安定的かつ持続的な成長を実現することにより、企業価値の向上並びに株主共同の利益の確保・向上を目指すため、以下の基本方針を掲げてまいります。

①営業力・営業基盤の強化

「外部情報ネットワークの活用」「個々の営業マンの能力向上に向けた人材育成」「物流管理システムの開発」「3PLノウハウの改善」等を通じて営業力・営業基盤の強化を目指してまいります。

②事業基盤の拡大・強化

物流事業セグメントでは新規倉庫の建設により保管能力の増強が実現されつつあります。また、不動産事業セグメントにおいても新規資産の取得により、当社事業基盤の拡大・強化を目指してまいります。

③ガバナンスの強化

「強固な財務基盤の維持」を前提としながら、「資本政策」「コンプライアンス体制」等の強化を目指してまいります。

(2) コーポレートガバナンスの強化

当社は、上場企業として当社と関わりを持つ利害関係者（株主、従業員、顧客、地域社会等）に対する使命と責任を果たし、継続的に企業価値を安定的かつ着実に向上させるため、以下の通りコーポレートガバナンスの強化に取り組んでおります。

（企業統治の体制）

当社の企業統治体制は、株主総会、取締役会、監査役会を設置し取締役の職務執行の監督、監査の体制を整備しております。また、コンプライアンスに徹した透明性の高い経営を目指し、内部統制システムの基本方針に基づき企業体制の充実を図っております。

社外取締役２名を含む取締役会は、原則月１回開催し、また必要に応じ随時開催しております。また、監査役３名も取締役会に出席しており、監督機能及び経営監視機能の強化が図られています。

また、当社は、監査役会設置会社としての体制を採用し、監査役の過半数を社外監査役で構成し、客観性及び中立性の立場からの経営管理、チェック体制を整えております。

（監査役監査）

当社における監査役会は、常勤監査役１名及び非常勤監査役２名の計３名にて構成され、各監査役は、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しており、監査計画に基づき監査を行うと共に、監査役会において意見を表明し、監査の実効性を確保しております。監査役は、原則として全員が取締役会に出席し、その他にも、ガバナンス及びコンプライアンスを中心として、会社の活動状況を把握すると共に、必要に応じて当該担当部門に個別の業務執行状況を確認し、取締役の職務執行状況の把握を行っています。また、代表取締役社長との定期的なミーティングを実施し、意見交換を行っております。

監査役会における具体的な検討内容として、監査方針や監査計画、監査報告書作成、会計監査人の監査の評価及び選任、決算・配当、定時株主総会付議議案の監査等について、審議・検討いたしました。

常勤の監査役の活動として、取締役会や経営会議等重要な会議に出席し必要に応じて意見表明を行うと共に、議事録や決裁書類の閲覧、主要事業所の実査等会社の状況把握を行い、社外監査役と情報の共有を図っております。また、監査役会は、会計監査人との間で定期的に打合せを行い、会計監査人による監査状況等の報告を受けるほか、監査上の主要な検討事項（KAM）の内容について協議を行っております。また内部監査においては、監査役が内部監査部門の実査に同行する等緊密に連携することで、監査の実効性の確保を図っております。

（内部監査）

内部監査は、品質管理部において、主要な部署毎に年１回以上実施しており、コンプライアンス、業務運営、現場管理等の観点から監査を行い、必要に応じて是正措置を求めるなど、内部統制の強化に努めております。監査役は、内部監査人と充分な打合せを行い監査に同行し、監査が適切に行われているかを精査しております。

（その他）

上記のほか、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードをふまえながら、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでおります。当社のコーポレートガバナンス体制の詳細につきましては当社コーポレート・ガバナンス報告書（https://www.maru8.co.jp/pdf/ir/24030101.pdf）をご参照下さい。

Ⅲ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1．本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的とし、上記Ⅰに記載の基本方針に沿ったものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

2．本プランの内容

本プランは、以下の通り、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定すると共に、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、2024年11月30日現在における当社の大株主の状況は、事業報告に記載の通りであり、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

また、当社の筆頭株主である尾張屋土地株式会社の保有比率は27.68％でありますが、尾張屋土地株式会社は、当社の安定株主として当社と友好的な関係を構築しており、現時点において、本プランの適用対象とはなりません。なお、当社と尾張屋土地株式会社は、相互に独立した意思決定を行っており、当社と尾張屋土地株式会社との間には、尾張屋土地株式会社が今後も当社株式等を保有し続けることについての契約等は存在しておりません。従って、尾張屋土地株式会社の事情により保有比率が低下する可能性は否定できません。

(1) 本プランに係る手続き

① 対象となる大規模買付け等

本プランは以下の(i)から(iii)までのいずれかに該当する若しくは該当する可能性がある当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付け等」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合を適用対象とします。大規模買付け等を行い、又は行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(i) 当社が発行者である株式等[1]について、当社の特定の株主の株式等保有割合[2]が20%以上となる買付けその他の取得[3]

(ii) 当社が発行者である株式等[4]について、当社の特定の株主の株式等所有割合[5]及びその特別関係者[6]の株式等所有割合の合計が20%以上となる当該株式等の買付けその他の取得[7]

(iii) 上記(i)又は(ii)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係[8]を樹立する行為[9]（ただし、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）

---

1 金融商品取引法第27条の23第１項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。

2 金融商品取引法第27条の23第４項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとしますが、かかる株式等保有割合の計算上、(イ)同法第27条の２第７項に定義される特別関係者、並びに(ロ)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人及び主幹事証券会社（以下、「契約金融機関等」といいます。）、弁護士並びに会計士、税理士その他のアドバイザー並びに(ハ)上記(イ)又は(ロ)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社株式等を譲り受けた者は、本プランにおいては当該特定の株主の共同保有者（同法第27条の23第５項に定義される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。）とみなします。また、かかる株式等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

3 売買その他の契約に基づく株式等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の６に規定される各取引を行うことを含みます。

4 金融商品取引法第27条の２第１項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。

5 金融商品取引法第27条の２第８項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株式等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

6 金融商品取引法第27条の２第７項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、本プランにおいては当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。

7 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第６条第３項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

8 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株式等の買い上がりの状況、当社株式等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株式等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

9 本文の(iii)所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、上記(iii)の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

② 意向表明書の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

（イ）氏名又は名称及び住所又は所在地

（ロ）代表者の役職及び氏名

（ハ）会社等の目的及び事業の内容

（ニ）大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要

（ホ）国内連絡先

（ヘ）設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社株式等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付け等の概要（買付者等が大規模買付け等により取得を予定する当社株式等の種類及び数、並びに大規模買付け等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付け等の後の当社株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等[10]その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付け等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日[11]（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。当社取締役会は、本必要情報を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に対して提供します。

また、情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付け等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます（かかる判断にあたっては、独立委員会の意見を最大限尊重します。）。なお、本必要情報の追加提供の要求は、本必要情報の提供が十分になされたと当社取締役会が認めるまで繰り返し行うことができますが、最終の回答期限日は、本必要情報の提供が十分になされたと当社取締役会が認めない場合でも、買付者等が情報リストを受領した日から起算して60日を超えないものとします（ただし、買付者等からの要請がある場合には、必要な範囲でこれを延長することがあります。以下、「必要情報提供期間」といいます。）。

なお、大規模買付け等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

---

10 金融商品取引法第27条の26第１項、金融商品取引法施行令第14条の８の２第１項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下同じとします。

11 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第１条第１項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

(i) 買付者等及びそのグループ（主要な株主又は出資者（直接であるか又は間接であるかを問いません。以下同じとします。）、重要な子会社・関連会社、共同保有者及び特別関係者を含み、ファンド若しくはその出資に係る事業体（日本法に基づいて設立されたものであるか外国法に基づいて設立されたものであるかを問わず、法形式の如何を問いません。以下、「ファンド等」といいます。）の場合又は買付者等が実質的に支配若しくは運用するファンド等が存する場合はその主要な組合員、出資者その他の構成員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じとします。）の詳細（沿革、具体的名称、住所、設立準拠法、資本構成、出資先、出資先に対する出資割合、事業内容、財務内容、投資方針の詳細、過去10年以内における投融資活動の詳細、外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」といいます。）第26条第１項に規定される「外国投資家」への該当性の有無及びその根拠となる情報、並びに過去10年以内における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験及び今後の競業可能性等の詳細に関する情報並びに役員の氏名、職歴及び過去における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）を含みます。）

(ii) 買付者等及びそのグループによる、当社株式等の保有状況、当社株式等又は当社若しくは当社グループの事業に関連する資産を原資産とするデリバティブその他の金融派生商品の保有状況及び契約状況、並びに当社株式等の貸株、借株及び空売り等の状況

(iii) 買付者等及びそのグループの内部統制システム（グループ内部統制システムを含みます。）の具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況

(iv) 大規模買付け等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細。なお、支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付け等の後における当社株式等の第三者への譲渡等又は重要提案行為等を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付け等の対象となる当社株式等の種類及び数、大規模買付け等の対価の種類及び金額、大規模買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の当社株式等の数及び大規模買付け等を行った後における株式等所有割合、大規模買付け等の方法の適法性、大規模買付け等及び関連する取引の実現可能性（大規模買付け等を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容）、並びに大規模買付け等の完了後の当社株式等の保有方針並びに当社株式等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付け等の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）

(v) 大規模買付け等の対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの内容及びその根拠、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称及び当該第三者に関する情報、意見の概要並びに当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）

(vi) 大規模買付け等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者（直接であるか間接であるかを問いません。）を含みます。）の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無及び内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容、並びに関連する取引の具体的内容を含みます。）
(vii) 大規模買付け等に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対する重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。）の有無並びに意思連絡がある場合にはその具体的な態様及び内容並びに当該第三者の概要
(viii) 買付者等及びそのグループが既に保有する当社株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている当社株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
(ix) 買付者等が大規模買付け等において取得を予定する当社株式等に関し担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている当社株式等の数量等の当該合意の具体的内容
(x) 大規模買付け等の完了後に企図されている当社及び当社グループの経営方針、大規模買付け等の完了後に派遣を予定している取締役又は監査役候補の経歴その他の詳細に関する情報（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての知識及び経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策、配当政策及び資産活用策等（大規模買付け等の完了後における当社及び当社グループの資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）
(xi) 大規模買付け等の完了後における当社及び当社グループの役員、従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社及び当社グループに係る利害関係者の処遇等の方針
(xii) 買付者等と当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
(xiii) 買付者等が濫用的買収者（下記⑤(ii)に定義されます。）に該当しないことを誓約する旨の書面
(xiv) 大規模買付け等に関し適用される可能性のある外為法その他の国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき独占禁止法、外為法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の可能性（なお、これらの事項については、関係する法域における資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
(xv) 大規模買付け等の完了後における当社及び当社グループの経営に関して必要な国内外の法令等に基づく許認可の維持の可能性及び国内外の法令等の規制遵守の可能性
(xvi) 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連が存在する場合にはその詳細

なお、当社取締役会は、適用ある法令等に従って、買付者等から大規模買付け等の提案がなされた事実については適切に開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）すると共に、その旨を適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付け等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。大規模買付け等は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

(i)　対価を現金（円価）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

(ii)　その他の大規模買付け等の場合には最大90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は当社取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします（延長の期間は最大30日間とします。）。その場合は、延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知すると共に、適用ある法令等に従って株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。以下同じとします。）等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付け等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付け等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知すると共に、適用ある法令等に従って適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付け等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

本プランでは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保するための機関として独立委員会を設置し、対抗措置の発動の是非等について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。独立委員会は、独立委員会規程（概要については別紙１をご参照下さい。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成されるものとします。また、当社は、本議案が承認された場合には、本総会後最初に開催される当社取締役会において、別紙２に記載の３氏を独立委員会の委員として選任することを予定しております。

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣か

ら独立した外部専門家の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

(i) 買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該買付者等に対して要求した後５営業日（初日不算入）以内に当該違反が是正されない場合には、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します（当該違反が是正されないことが明らかである場合においては、是正期間経過前においても、対抗措置発動を勧告します。）。

(ii) 買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の発動を行わないよう勧告します。

ただし、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、例えば以下(イ)から(ヲ)に掲げる事由（これらに該当する者を、以下、総称して「濫用的買収者」といいます。）により、当該買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められかつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

（イ）買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社株式等を当社又は当社関係者に引取らせる目的で当社株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合ないし当社株式等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にあると判断される場合

（ロ）当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社株式等の取得を行っていると判断される場合

（ハ）当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社株式等の取得を行っていると判断される場合

（ニ）当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式等の高価売抜けをする目的で当社株式等の取得を行っていると判断される場合

（ホ）当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社株式等を取得後、様々な策を弄して、専ら短中期的に当社株式等を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものであると判断される場合

（ヘ）買付者等の提案する当社株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式等の売却を強要する虞がある（いわゆる強圧性がある）と判断される場合

（ト）買付者等の提案する当社株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含みますがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合

（チ）買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想される等、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げる虞があると判断される場合

（リ）買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合

（ヌ）買付者等による支配権の取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損させるものであると判断される場合

（ル）買付者等の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合

（ヲ）その他(イ)から(ル)までに準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動若しくは不発動又は大規模買付け等に対する対抗措置発動の要否や内容等についての株主の皆様の意思を確認するための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）の招集その他必要な決議を行うものとします。

なお、独立委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反する虞がある等の事情があると認める場合には、対抗措置発動の決議を行い、又は不発動の決議を行わず、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様に問うべく下記の⑦の方法により株主意思確認総会を招集することができるものとします。

また、当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付け等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、か

つ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

⑦ 株主意思確認総会の招集

当社取締役会が自らの判断で本プランによる対抗措置を発動することの可否について株主意思確認総会を開催すべきと判断した場合には、当社取締役会は可及的速やかに株主意思確認総会を招集します。この場合には、当社取締役会は、議決権を行使できる株主の範囲（近時の裁判例や大規模買付け等の態様等も踏まえて、適切な範囲を決定することを予定しております。）、議決権行使の基準日、当該株主意思確認総会の開催日時等の詳細について、適用ある法令等に従って開示いたします。株主意思確認総会の決議は、当該株主意思確認総会に出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行われるものとします。なお、大規模買付け等は、株主意思確認総会における対抗措置の発動議案否決及び当該株主意思確認総会の終結後に行われるべきものとします。当該株主意思確認総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が可決された場合、当社取締役会は、当該大規模買付け等に対して本プランによる対抗措置発動の決議を行うこととします。なお、当該株主意思確認総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合には、当該大規模買付け等に対しては本プランによる対抗措置の発動は行われません。

当該株主意思確認総会の招集手続が執られた場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行った場合や当社取締役会にて対抗措置の発動を決議することが相当であると判断するに至った場合には、当社は株主意思確認総会の招集手続を取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する対抗措置は、原則として新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。ただし、法令等及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

本プランに基づき発動する対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、別紙３「新株予約権無償割当ての概要」に記載の通りとしますが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i)当社取締役会が所定の手続きに従って定める一定の買付者等並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下、「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件又は(ii)当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者以外の株主が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項や、例外事由該当者以外の株主が所有する本新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、例外事由該当者が所有する本新株予約権については一定の行使条件

や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等、大規模買付け等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2028年２月開催予定の定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社取締役会が当社株主総会に本プランの変更又は廃止を提案し、当社株主総会において当該変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、法令等の変更若しくはこれらの解釈・運用の変更、税制若しくは裁判例等の変更、又は金融商品取引所その他の公的機関の対応等に伴い合理的に必要な範囲で、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止され又は本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、法令等に従って速やかに開示いたします。

３．本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、経済産業省が2023年８月31日に公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」並びに東京証券取引所が有価証券上場規程の改正により2015年６月１日に導入し、2018年６月１日及び2021年６月11日にそれぞれ改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」その他の買収への対応方針に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度の合理性を有するものです。

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記１．に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

(2) 事前開示・株主意思の原則

当社は、取締役会において決議された本プランによる買収への対応方針の継続を本議案としてお諮りすることを通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただきます。また、上記２．(3)に記載した通り、本プランは、本総会においてご承認いただいた後も、①その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになり、かつ、②当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしております。従いまして、本プランの存続には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(3) 必要性・相当性確保の原則

① 独立委員会の設置及びその勧告の最大限の尊重と情報開示の徹底

当社は、上記２．に記載の通り、本プランに基づく大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重することとしております。また、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家の助言を得ることができるものとしております。

更に、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に法令等に従って情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

② 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記２．に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

③ デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記２．(3)に記載の通り、本プランは、当社株主総会又は当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

４．株主及び投資家の皆様への影響等

(1) 本プランによる買収への対応方針の継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランによる買収への対応方針の継続に際して、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランによる買収への対応方針の継続が株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記２．(1)に記載の通り、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意下さい。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式１株につき本新株予約権１個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式１株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、例外事由該当者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、その後に対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動を停止し、本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式１株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式１株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、例外事由該当者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、例外事由該当者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、無償割当てがなされる本新株予約権に取得条項が付され、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することになります。ただし、例外事由該当者については、その有する本新株予約

権が取得の対象とならないことがあるほか、例外事由該当者の有する本新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得することもあります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法、株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令等に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

以　上

別紙１

独立委員会規程の概要

１．独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
２．独立委員会委員は、３名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)当社社外取締役、(2)当社社外監査役又は(3)社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
３．独立委員会の委員の任期は、選任のときから３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
４．独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員会委員が招集する。
５．独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
６．独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
７．独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
（1）本プランに係る対抗措置の発動の是非
（2）本プランに係る対抗措置発動の停止
（3）本プランの廃止及び変更
（4）その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項
各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
８．独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
９．独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家から助言を得ることができる。

以　上

別紙２

独立委員会委員の氏名及び略歴（五十音順）

佐藤　昌昭（さとう　まさあき）
2013 年 6 月　　株式会社商工組合中央金庫取締役
2018 年 6 月　　商工サービス株式会社代表取締役社長
2021 年 6 月　　中央協同株式会社監査役
2024 年 2 月　　当社監査役（現在）

田口　和幸（たぐち　かずゆき）
1989 年 4 月　　司法研修所（43期）
1991 年 4 月　　弁護士登録（第一東京弁護士会）
　　阿部・井窪・片山法律事務所入所
1998 年 1 月　　同事務所パートナー（現在）
2005 年 6 月　　ビ・ライフ投資法人監督役員
　　株式会社エフティコミュニケーションズ監査役
2006 年 6 月　　株式会社アールテック・ウエノ監査役

山口　正志（やまぐち　まさし）
1998 年 6 月　　株式会社ヤマタネ取締役
2002 年 6 月　　同社常務取締役
2006 年 4 月　　同社代表取締役専務取締役
2012 年 7 月　　株式会社創和エンジニアリング専務取締役
2012 年 9 月　　同社代表取締役社長
2016 年 2 月　　当社取締役（現在）

※佐藤昌昭氏は社外監査役、山口正志氏は社外取締役です。
　佐藤昌昭氏及び山口正志氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
　各氏と当社との間には、特別の利害関係又は取引関係はありません。

別紙３

新株予約権無償割当ての概要

１．本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

２．割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主（当社を除きます。）に対し、その保有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）１株につき１個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

３．本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

４．本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権１個当たりの目的である株式の数は、１株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

５．本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式１株当たりの金額は１円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

６．本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7．本新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとします（なお、当社取締役会が所定の手続きに従って定める一定の買付者等並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下、「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件等、大規模買付け等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件を付すこともあり得ます。）。

8．当社による本新株予約権の取得

当社は、一定の事由が生じたこと又は当社取締役会が別途定める日が到来したことを条件として、当社取締役会の決議に従い、本新株予約権の全部又は例外事由該当者以外の株主が保有する本新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項や、例外事由該当者以外の株主が所有する本新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、例外事由該当者が所有する本新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等、大規模買付け等に対する対抗措置としての効果を勘案した取得条項等を付すことがあり得ます。

9．対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

１０．本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以　上

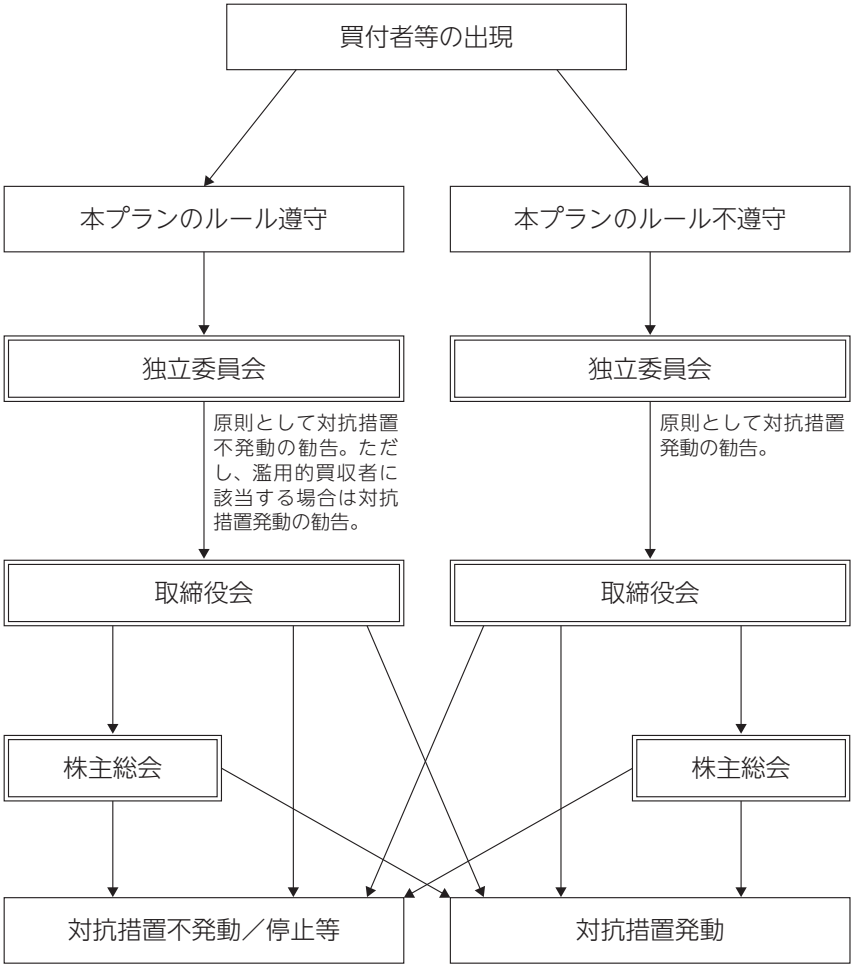

※　本図は、本プランの手続きの流れに関する概要を記載したものです。詳細につきましては、本文をご参照下さい。

以　上

事　業　報　告

（2023年12月１日から2024年11月30日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する下で各種政策の効果もあって、景気は緩やかな回復傾向にて推移しました。しかしながら、欧米における高い金利水準の継続等の影響により海外景気の下振れリスクが高まりつつあるほか、物価上昇や金融資本市場の変動等の影響から内外経済の動向は不透明感が拭えない状況にあります。

このような経済情勢にあって、物流業界におきましては保管残高数量が前年を下回る水準にて推移したほか、人手不足等に加えて燃料価格をはじめとする物価高騰等により全般的にコストが上昇しており、競争の激化等もあり、厳しい状況が続いております。また、不動産賃貸業界におきましては、一部に賃料水準の上昇傾向がみられるものの景気動向等の影響に伴い、今後の需給動向等に留意を要する必要があります。

このような状況の下、当社グループは、内外の環境変化に的確に対応しながら、さらなる成長を果たしていくために新中期経営計画（2022－2026）の具体的各施策を展開してまいりました。物流事業における具体的施策としては、既存倉庫の稼働率は安定的かつ高い水準にて推移しており、各種経費の削減にも取り組んできたほか、保管料や荷役料の料金適正化を進めており、営業収益の確保に努めてまいりました。また、きめ細かなサービスを提供しながら、既存顧客との取引拡大や新規顧客の獲得に努めてまいりました。このほか、埼玉県所沢市の新規倉庫ならびに千葉県八街市の新規文書保管センターも本格的に稼働開始となり、将来の収益力増強に向けて事業基盤の増強も図られつつあります。不動産事業における具体的施策としては、賃貸マンションや賃貸オフィスビル等が安定的に稼働しており、不動産賃貸料収益の増加に努めてまいりました。なお、経営資源の有効活用と資産効率の向上を図ることを目的として一部の賃貸不動産を売却することとしました。

この結果、売上高は物流事業収入が前年比で減少したものの、不動産事業収入の増加により、前期比19百万円（0.4％）増の4,991百万円となりました。また、営業利益は各種経費の削減に努めた結果、前期比44百万円（7.8％）増の619百万円となり、経常利益は前期比49百万円（8.4％）増の634百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は前期比489百万円（118.8％）増の901百万円となりました。なお、新中期経営計画の主要指標であるEBITDA（償却前利益）は前期比36百万円（3.1％）増の1,191百万円となりました。

事業部門別の業績は、次のとおりであります。

① 物流事業

物流事業では、荷役料収入が前期比で増加したものの、保管料収入・貸倉庫料収入等が減少したことにより売上高は前期比17百万円減の4,322百万円となり、セグメント利益は前期比10百万円減の698百万円となりました。

② 不動産事業

不動産事業では、賃貸マンション・賃貸オフィスビルが安定的に稼働したことにより売上高は前期比36百万円増の669百万円となり、セグメント利益は前期比63百万円増の339百万円となりました。

事業部門別売上高および営業利益

区　　分	売　上　高（千円）			営 業 利 益（千円）		
	(第129期)	(第128期)	増減額	(第129期)	(第128期)	増減額
物　流　事　業	4,322,168	4,339,407	△17,239	698,432	708,876	△10,443
不 動 産 事 業	669,255	632,627	36,627	339,819	275,975	63,844
合　　計	4,991,423	4,972,035	19,388	1,038,252	984,851	53,401

（注） 事業部門別営業利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資は、主に各営業所における設備の維持更新等128百万円であります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

該当事項はありません。

② 建設仮勘定の内容

該当事項はありません。

③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

売却　リズ原宿（商業ビル）の土地、建物

(3) 資金調達の状況

当社グループの設備投資資金および運転資金は、自己資金より充当いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産および損益の状況

区　　分	第126期 (2020年12月1日から2021年11月30日まで)	第127期 (2021年12月1日から2022年11月30日まで)	第128期 (2022年12月1日から2023年11月30日まで)	第129期 (当連結会計年度) (2023年12月1日から2024年11月30日まで)
売上高(千円)	4,823,344	4,763,864	4,972,035	4,991,423
経常利益(千円)	733,822	577,964	585,202	634,453
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	506,471	360,366	412,202	901,758
1株当たり当期純利益(円)	84.99	60.53	69.61	152.29
総資産(千円)	18,406,422	18,382,535	18,290,726	18,832,421
純資産(千円)	10,329,727	10,636,585	11,096,093	12,145,292

(注)　「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号　2020年3月31日)等を第127期の期首から適用しており、第127期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(9) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	千円	%	
東北丸八運輸株式会社	20,000	93.75	物流事業
丸八クリエイト株式会社	60,000	100.00	不動産事業

(注)　当事業年度末における特定完全子会社はありません。

（10）対処すべき課題

今後の経済動向につきましては、各種政策の効果等により景気は緩やかに回復傾向が続くことが期待されるものの、世界的な金融引き締め等により内外経済が下振れするリスクがあるほか、物価上昇や金融資本市場の変動の影響等に留意を要する状況が続くものと思われます。

このような状況の下、当社グループは、新中期経営計画（2022－2026）の施策を着実に遂行しながら事業環境の大幅な変化に的確に対応しながら、物流事業セグメントならびに不動産事業セグメントにおける収益基盤の増強を図りつつ、企業価値の向上に努めてまいります。

当社は、これまで時代の変化やお客さまのニーズの変化に適応しながら、物流サービスを展開してまいりました。特に、永年蓄積してきた3PLのノウハウを駆使して個々のお客さまのニーズにお応えするビジネスモデルは当社の強みとなっております。また、お客さまの物品を単に保管するのみならず、お客さまの物流に関する課題解決に向けて、『物流コンシェルジュ』的な役割を担い、ソリューション提案を引き続き実行していくことで「オーダーメイド型のBESTソリューションを提供する物流カンパニー」を目指してまいります。

当社グループは、安定的かつ持続的な成長を実現することにより、企業価値の向上ならびに株主共同の利益の確保・向上を目指すため、以下の基本方針を掲げてまいります。

①営業力・営業基盤の強化

「外部情報ネットワークの活用」「個々の営業マンの能力向上に向けた人材育成」「物流管理システムの開発」「3PLノウハウの改善」等を通じて営業力・営業基盤の強化を目指してまいります。

②事業基盤の拡大・強化

物流事業セグメントでは新規倉庫の建設により保管能力の増強が実現されつつあります。また、不動産事業セグメントにおいても新規資産の取得により、当社事業基盤の拡大・強化を目指してまいります。

③ガバナンスの強化

「強固な財務基盤の維持」を前提としながら、「資本政策」「コンプライアンス体制」等の強化を目指してまいります。

④株主還元施策

企業価値の向上ならびに株主共同の利益の確保・向上を目指しつつ、株主還元の強化施策を進めてまいります。

（11）主要な事業内容

倉庫業、倉庫賃貸業、貨物荷捌業、貨物自動車運送事業、不動産の売買・仲介・賃貸および管理ならびにコンサルテーションを主に行っております。

（12）主要な営業所および工場

① 当社の主要な事業所

名称	所在地	名称	所在地
高橋営業所	東京都江東区	埼玉営業所	埼玉県所沢市
若洲営業所	〃	草加営業所	埼玉県草加市
葛西営業所	東京都江戸川区	八街営業所	千葉県八街市
板橋営業所	東京都板橋区	仙台営業所	宮城県仙台市

② 子会社の事業所

会社名	所在地
東北丸八運輸株式会社	宮城県仙台市若林区卸町東四丁目１番11号
丸八クリエイト株式会社	東京都江東区富岡二丁目１番９号

（13）従業員の状況

① 企業集団の従業員数

区分	従業員数
物流事業	92名
不動産事業	4名
全社（共通）	12名
合計	108名

（注）1. 従業員数は、就業人員であります。
2. 従業員数には、臨時従業員の年間平均人員数（パート52名）は含んでおりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
49名	△5名	45.0歳	18.4年

（注） 従業員数は、就業人員であります。

（14）主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	2,380,974千円
株式会社みずほ銀行	1,302,500
株式会社商工組合中央金庫	583,360
株式会社三井住友銀行	100,000

（15）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2.　会社の状況に関する事項

（1）株式に関する事項

①　発行可能株式総数　　19,200,000株
②　発行済株式の総数　　7,300,000株（自己株式1,378,807株を含む。）
③　株主数　　1,198名
④　大株主およびその持株数

株主名	持株数	持株比率
尾張屋土地株式会社	1,639,203株	27.68%
山﨑商事株式会社	400,150	6.76
東京海上日動火災保険株式会社	327,400	5.53
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	205,000	3.46
養命酒製造株式会社	200,000	3.38
有限会社藍屋	177,500	3.00
峯島一郎	174,518	2.95
ホーチキ株式会社	155,000	2.62
大豊建設株式会社	140,000	2.36
有限会社八峯	132,000	2.23

（注）1.　持株比率は、自己株式（1,378,807株）を控除して計算しております。
　　2.　持株比率は、小数点以下第３位を四捨五入して計算しております。

⑤　その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

（2）新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役に関する事項

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	峯島一郎	丸八クリエイト株式会社 取締役
常務取締役	宮沢浩元	丸八クリエイト株式会社 取締役 東北丸八運輸株式会社 取締役
常務取締役	谷健次	総務部長兼情報システム部長兼品質管理部長
取締役	山口正志	
取締役	佐藤久和	
常勤監査役	渡邉勝之	丸八クリエイト株式会社 監査役 東北丸八運輸株式会社 監査役
監査役	三木康史	
監査役	佐藤昌昭	

(注) 1. 2024年2月28日開催の第128回定時株主総会において佐藤昌昭氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 2024年2月28日開催の第128回定時株主総会終結の時をもって、園田邦一氏は任期満了により監査役を退任いたしました。
3. 山口正志氏および佐藤久和氏は、社外取締役であります。
4. 三木康史氏および佐藤昌昭氏は、社外監査役であります。
5. 三木康史氏および佐藤昌昭氏は金融機関の出身者であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、取締役山口正志氏および佐藤久和氏ならびに監査役三木康史氏および佐藤昌昭氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 取締役山口正志氏および監査役佐藤昌昭氏は、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）」に規定する独立委員会委員であります。
8. 当社は執行役員制度を導入しております。2024年11月30日現在の取締役を兼務しない執行役員には、佐々木学（執行役員不動産部長）を選任しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第１項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項に定める責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および全ての子会社の役員、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員および退任役員を被保険者とする、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、１年毎に契約更新しております。ただし、被保険者の犯罪行為等に起因する損害については填補の対象としないなど、一定の免責事由があります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

④ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

イ．取締役および監査役の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

当社は、2021年２月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

監査役の報酬は、毎年２月の監査役会にて、常勤、非常勤および職務等を勘案して協議のうえ決定しております。

役員報酬は、固定報酬と退職慰労金とで構成されており、業績連動報酬は採用しておりません。固定報酬は毎月定額を金銭にて支給しており、退職慰労金については当社内規に従って役位と在任期間に応じて積み立てております。

固定報酬は、当社の持続的かつ安定的な成長と企業価値の向上を図るうえで、各役員が果たすべき役割の対価として機能することを目的とし、世間水準等を勘案しながら原則として役位ごとに固定報酬の額を決定しております。

退職慰労金は、固定報酬の月額と役位別の乗率に従って各年度の積立額を算出してお

り、株主総会の決議を経て支給されております。

取締役の役員報酬は、各年度の新役員体制が確定される毎年２月の取締役会にて、各取締役の「役位」「職務」「貢献度」等に応じて報酬額を決定しております。取締役会では社外取締役、社外監査役も出席のうえで透明性が確保された審議がなされております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および、決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ．取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2009年２月26日開催の第113回定時株主総会において月額12,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は９名（うち、社外取締役は０名）です。

監査役の報酬限度額は、1990年２月27日開催の第94回定時株主総会において月額2,500千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は２名です。

ハ．取締役および監査役の報酬等の総額等

区　分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取　締　役 (うち社外取締役)	71,576 (8,100)	71,576 (8,100)	— (—)	— (—)	5 (2)
監　査　役 (うち社外監査役)	21,600 (8,100)	21,600 (8,100)	— (—)	— (—)	4 (3)
合　計 (うち社外役員)	93,176 (16,200)	93,176 (16,200)	— (—)	— (—)	9 (5)

（注）1．上記には、2024年２月28日開催の第128回定時株主総会をもって退任した監査役１名を含んでおります。

2．取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3．上記報酬等の額には、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額13,928千円（取締役11,528千円、監査役2,400千円（うち社外取締役および社外監査役分1,800千円））が含まれております。

⑤　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の業務執行者の重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ロ．他の法人等の社外役員等の重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

氏　名	主な活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　山口正志	当事業年度開催の取締役会10回のうち10回に出席いたしました。 同業他社において永年にわたり経営に携わり、当社事業内容に関連した豊富な経験・知見を有するため、社外取締役として、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくことを期待しており、主に永年にわたる物流業における経験の見地から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役　佐藤久和	当事業年度開催の取締役会10回のうち10回に出席いたしました。 金融機関および建設業での経営に携わり、豊富な経験・知見を有するため、社外取締役として、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくことを期待しており、主に永年にわたる金融機関等の経験の見地から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
監査役　三木康史	当事業年度開催の取締役会10回のうち10回に出席し、また、監査役会10回のうち10回に出席し、主に永年にわたる金融機関等の経験の見地から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
監査役　佐藤昌昭	社外監査役就任後、当事業年度開催の取締役会８回のうち８回に出席し、また、監査役会８回のうち８回に出席し、主に永年にわたる金融機関等の経験の見地から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。

二．社外役員の親族関係
該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る報酬等の額	22,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,800千円

(注) 会計監査人の報酬等において、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区別できないため、その合計額を記載しております。

③ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。その場合、監査役会で選定した監査役により解任後最初に招集される株主総会で、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。また、会計監査人の職務の遂行に支障が認められる場合等、その他必要があると判断される場合には、当社監査役会は、会計監査人の解任または、不再任に関する議案を株主総会に提出することを検討いたします。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑦　会計監査人が受けた過去２年間の業務停止処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

イ．処分対象

太陽有限責任監査法人

ロ．処分内容

2024年１月１日から同年３月31日までの３ヶ月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

ハ．処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である２名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

3.　会社の体制および方針

（1）業務の適正を確保するための体制

当社および子会社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について取締役会で決議しております。その概要は以下のとおりであります。

総則として当社の内部統制システム構築は、①以下に定めるところにより実行すべきものとし、かつ内部統制システムについて不断の見直しによって、その都度改善を図り、もって効率的で適法な企業体制を作ることを目的としております。

①　当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ．取締役の決裁等に関する文書等の取扱いは、会社規則に定めるところにより行うことにしております。

ロ．上記規則の改廃は取締役会規則に基づき取締役会の決議とすることにしております。

ハ．監査役の要求がある場合は、速やかに提出いたすことにしております。

②　当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．リスク管理については、会社規則等で定めるところにより、各部門で必要に応じて研修、マニュアル等の作成、配布を行うことにしております。

ロ．新たに生じたリスクの対応は、対応責任者を決め、対処することにしております。

③　当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．全社的に影響を及ぼす重要事項については、多方面的な検討を経て慎重に決するために、常勤取締役で組織する経営会議で審議することにしております。

ロ．事業部門の目標値として年度予算を設定し、それに基づく業務管理を行うことにしております。

ハ．取締役は、委嘱された担当部門を職務分掌規程に基づき、職務権限に規定された基準内で職務執行することにしております。

ニ．業務の運営の状況を把握し、改善するために内部監査を実施することにしております。

ホ．内部監査は定期的に行うため、その都度監査項目および実施方法を検討し、監査項目に漏れがないか確認し、行うことにしております。

ヘ．内部監査結果、コンプライアンス、定款および会社諸規則に反する行為があった場合、速やかに代表取締役社長に報告し、対処することにしております。

ト．子会社の運営状況ならびに重要案件の立案、調査、検討、決定の機関として、原則毎月開催される定例会議は、当社の常勤取締役全員が議事録を回覧し、確認の必要な事項については当社取締役が助言等を行うことにしております。また、子会社の取締役会には当社の取締役および監査役が出席しており、子会社の職務の執行を監督することにしております。

④　当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．従業員に法令・定款の遵守を徹底させるため、取締役は、担当部門の従業員にコンプライアンスおよび社内諸規則等を、時宜に応じて適切な研修体制を構築することにしております。

ロ．取締役は、コンプライアンスに徹した透明性の高い経営をするための行動の指針を定めた企業倫理規則、企業倫理委員会規則の周知徹底を、従業員に対して行うことにしております。

⑤　当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社は、子会社の自主責任経営を尊重しつつも、子会社の業務の適正を確保するため、子会社に対して当社の経営方針・経営理念および内部統制システムの整備に関する基本方針を徹底し、当社への報告体制を整備することにしております。

ロ．定期的に子会社におけるリスク管理の有無を監査することにしております。

ハ．内部監査で、子会社に損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度および当社に対する影響等について、当社の代表取締役社長および担当部署に報告し、対処することにしております。

ニ．当社と子会社との間における、利益の付替え、損失の飛ばし等、不適切な取引または会計処理を防止するため、経理担当者は子会社の担当者と十分な情報交換を行うことにしております。

⑥　当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から要請がある場合、取締役の指揮命令に服さない専属の使用人を配属することにしております。

⑦　⑥の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

監査役の要請に応じて監査役の職務を補助すべき使用人の人事については、監査役会の同意を得て行うことにしております。

⑧　当社・子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．取締役および使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告をすることにしております。

ロ．イの報告事項として、常勤監査役が出席する経営会議で取締役は担当事項を速やかに報告することにしております。

ハ．報告を行った使用人等は、監査役への情報提供を理由として不利な取り扱いを一切受けないことにしております。

ニ．子会社の監査役は、当社の常勤監査役が兼任しており、子会社の定例会議の内容について報告を受けております。

ホ．企業倫理委員会による内部通報制度が行動規程により整備されており、当社および子会社の正規従業員に限らず、臨時従業員や関連会社従業員からの匿名による通報を受ける体制が整備されております。なお、違反通報・報告による不当な扱いは一切受けないことにしております。

⑨　その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役の要請に応じて職務を補助する人事を含め、当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、よって当社の監査体制の実効性を高めるため、監査役が出席する企業倫理委員会で審議することにしております。

ロ．同委員会の委員は、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しなければならないことにしております。

ハ．監査役が必要と認める監査費用（会計監査人・弁護士等への相談費用も含む）は、その支払い時期、償還手続き等を含め、全額当社がこれを負担することにしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における取組みにつきましては、内部監査人および内部監査統括責任者による評価のもと、事業年度末における整備、運用が適切であることを確認しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

①　当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グルー

プの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉等を行う必要があると考えています。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、「お客様に完全な業務を提供する」「社業の発展を通じて市民生活の向上に貢献する」「人間尊重の経営に徹する」を経営理念とし、経営基盤の強化と業績安定・向上に努めてまいりました。

当社は、これまで時代の変化やお客さまのニーズの変化に適応しながら、物流サービスを展開してまいりました。特に、永年蓄積してきた3PLのノウハウを駆使して個々のお客さまのニーズにお応えするビジネスモデルは当社の強みとなっております。また、お客さまの物品を単に保管するのみならず、お客さまの物流に関する課題解決に向けて、『物流コンシェルジュ』的な役割を担い、ソリューション提案を引き続き実行していくことで「オーダーメイド型のBESTソリューションを提供する物流カンパニー」を目指してまいります。

③　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記基本方針に基づき、株主の皆様が適切な判断をするための必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するため、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定しております。また、一定の場合には当社が対抗措置をとることを明らかにし、当社株式等の大規模買付行為によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なわないようにしております。

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策は、経済産業省及び法務省が2005年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びに東京証券取引所が2015年６月１日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」に関する議論に加え、経済産業省が2023年８月31日に公表した「企業買収における行動指針」の内容を踏まえております。

なお、当社株式等の大規模買付行為に関する本対応策は、2015年７月10日開催の当社取締役会において導入を決議し、その後３回の更新を経て有効期間を本総会終結の時までとし、株主の皆様のご承認を得ております。本対応策の継続について、本総会において議案として上程しております。詳細につきましては、株主総会参考書類第３号議案をご参照ください。

（注）　本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（2024年11月30日現在）

単位：千円

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**2,598,855**	**流動負債**	**1,741,523**
現金及び預金	2,196,091	営業未払金	158,320
受取手形及び営業未収入金	315,425	短期借入金	100,000
その他	87,338	１年内返済予定の長期借入金	712,940
固定資産	**16,233,565**	未払金	78,430
有形固定資産	**13,453,982**	未払費用	104,900
建物及び構築物	7,396,600	未払法人税等	354,875
機械装置及び運搬具	353,311	未払消費税等	63,507
土地	5,599,243	前受金	155,954
その他	104,826	その他	12,593
無形固定資産	**93,200**	**固定負債**	**4,945,606**
借地権	72,372	長期借入金	3,553,894
その他	20,827	繰延税金負債	671,938
投資その他の資産	**2,686,383**	役員退職慰労引当金	135,048
投資有価証券	1,904,744	長期預り保証金	562,538
差入保証金	437,682	その他	22,187
会員権	9,278	**負債合計**	**6,687,129**
退職給付に係る資産	151,280	**純資産の部**	
繰延税金資産	21,607	**株主資本**	**11,467,200**
その他	161,789	資本金	2,527,600
資産合計	**18,832,421**	資本剰余金	2,046,936
		利益剰余金	8,082,628
		自己株式	△1,189,964
		その他の包括利益累計額	**649,584**
		その他有価証券評価差額金	649,584
		非支配株主持分	**28,507**
		純資産合計	**12,145,292**
		負債及び純資産合計	**18,832,421**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年12月1日から2024年11月30日まで)

単位：千円

科目	金額	
売上高		**4,991,423**
売上原価		**3,782,614**
売上総利益		**1,208,809**
販売費及び一般管理費		**589,396**
営業利益		**619,412**
営業外収益		**45,453**
受取利息	258	
受取配当金	36,473	
補助金収入	1,562	
その他	7,159	
営業外費用		**30,412**
支払利息	30,402	
その他	10	
経常利益		**634,453**
特別利益		**697,606**
有形固定資産売却益	697,406	
その他	200	
特別損失		**7,406**
有形固定資産除却損	7,406	
税金等調整前当期純利益		**1,324,652**
法人税、住民税及び事業税	440,809	
法人税等調整額	△19,178	421,631
当期純利益		**903,021**
非支配株主に帰属する当期純利益		1,262
親会社株主に帰属する当期純利益		**901,758**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2023年12月１日から2024年11月30日まで）

単位：千円

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2023年12月１日残高	2,527,600	2,046,936	7,275,609	△1,189,964	10,660,181
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△94,739		△94,739
親会社株主に帰属する当期純利益			901,758		901,758
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	807,019	—	807,019
2024年11月30日残高	2,527,600	2,046,936	8,082,628	△1,189,964	11,467,200

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
2023年12月１日残高	408,667	408,667	27,244	11,096,093
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△94,739
親会社株主に帰属する当期純利益				901,758
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	240,916	240,916	1,262	242,179
連結会計年度中の変動額合計	240,916	240,916	1,262	1,049,198
2024年11月30日残高	649,584	649,584	28,507	12,145,292

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1.　連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数　２社

② 連結子会社の名称　東北丸八運輸株式会社
丸八クリエイト株式会社

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項　連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券　償却原価法

そ の 他 有 価 証 券

市場価格のない株式等以外のもの　時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等　移動平均法に基づく原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産　有形固定資産は次の償却方法を採用しております。

建物　定額法

但し、1998年３月31日以前に取得した建物については、定率法を採用しております。

建物附属設備　定額法

構築物　定額法

但し、2016年３月31日以前に取得した建物附属設備、構築物については、若洲営業所を除いて定率法を採用しております。

機械及び装置　定額法

その他　定率法

主な資産の耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物　７年～47年

機械装置及び運搬具　２年～17年

その他　３年～20年

また、2007年３月31日以前に取得した資産については、取得価額の５％に到達した翌連結会計年度より、取得価額の５％相当額と備忘価額の差額を５年間にわたり均等償却する方法によっております。

ロ. 無形固定資産　定額法

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に債権の回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度において貸倒引当金は計上しておりません。

ロ. 役員退職慰労引当金　役員の退職金の支払に充てるため、内規に基づき、連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法　退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 物流事業

倉庫業務

主な履行義務は、寄託を受けた貨物の保管及び入出庫荷役業務を行うことであり、保管業務では、寄託貨物の保管又は保管区画の供与開始以降一定の保管期日到来時点、入出庫荷役業務では、荷役作業完了時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。なお、貸倉庫業務は「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づく取引であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益であります。また、倉庫業務のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

運送業務

主な履行義務は、貨物自動車等による貨物の運送を行うことであり、貨物の出荷又は引取り以降運送を実施した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

物流事業の取引の対価については、履行義務を充足してから概ね２ヶ月で受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ロ. 不動産事業

主にマンション、オフィスビル等の賃貸業務を行っており、不動産賃貸業務は「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づく取引であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益であります。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法	金利スワップ取引のうち、金利スワップの特例処理の対象となる取引については、当該特例処理を採用しております。
ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段 金利スワップ取引 ヘッジ対象 為替・金利等の市場価格の変動により時価または将来キャッシュ・フローが変動するリスクのある負債としております。
ハ. ヘッジ方針	金利リスクのある負債については、金利スワップ等により、金利リスクをヘッジすることを基本としております。
ニ. ヘッジの有効性評価の方法	ヘッジ手段及びヘッジ対象について毎決算期末に、個別取引ごとのヘッジ効果を検証していますが、ヘッジ対象の負債とデリバティブ取引について、元本・利率・期間等の条件が同一の場合は、ヘッジ効果が極めて高いことから本検証を省略しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

（固定資産の減損）

（1）当連結会計年度の連結計算書類計上額

① 減損損失　　ー千円

② 有形及び無形固定資産　　13,547,182千円

（2）その他の情報

当社グループは、物流事業においては商圏ごとに、不動産事業においては物件ごとに資産のグルーピングを行い、減損の兆候の判定を行っています。減損の兆候は、継続的な営業活動から生ずる損益のマイナス、市場価格の著しい下落に加え、経営環境の著しい悪化や使用範囲の変化の有無等により判定しております。

減損の兆候があると判定された資産または資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識します。減損損失を認識する資産または資産グループにおいては、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額または割引後将来キャッシュ・フローの総額のいずれか大きい金額）まで減額し、当該帳簿価額の減少額を減損損失として認識します。

なお、当連結会計年度において不動産事業における一部の資産グループについて減損の兆候が生じていましたが、減損損失の認識の判定を行った結果、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っているため、減損損失は計上しておりません。

当該資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの見積りに使用される主要な仮定は、将来時点における正味売却価額（外部の専門家による不動産鑑定評価額）であり、取引事例比較法、開発法等による評価額を利用して算定しております。これらの評価額の算定過程は見積りの不確実性を伴うため、今後の経済環境の変化等によっては翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

イ. 土地	1,410,346千円
ロ. 建物	5,596,569千円
計	7,006,915千円

② 担保に係る債務

イ. 短期借入金	100,000千円
ロ. １年内返済予定の長期借入金	712,940千円
ハ. 長期借入金	3,553,894千円
計	4,366,834千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　10,473,276千円

(3) 満期保有目的の債券10,000千円は、供託しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

普通株式　7,300,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当金額（円）	基準日	効力発生日
2024年２月28日 第128回定時株主総会	普通株式	94,739	16	2023年11月30日	2024年２月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

2025年２月27日開催の第129回定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

・配当金の総額　118,423千円
・１株当たり配当金額　20円
・基準日　2024年11月30日
・効力発生日　2025年２月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

5. 金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針です。デリバティブは借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び営業未収入金に係る顧客の信用リスクは、当社グループの与信管理規程に従い取引先ごとに期日管理及び残高管理を行いリスクの低減を図っております。投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期毎に時価の把握を行っております。

営業未払金については、全てが１年以内の支払期日です。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は設備投資に係る資金調達です。長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

（2）金融商品の時価等に関する事項

2024年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれていません（（注２）参照）。

単位：千円

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
満期保有目的の債券	10,000	9,587	△412
その他有価証券	1,441,768	1,441,768	—
長期借入金	(4,266,834)	(4,164,311)	(△102,522)

（※）1. 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 「受取手形及び営業未収入金」、「営業未払金」、「短期借入金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引及びデリバティブ取引に関する事項

① 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

② 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

③ デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（注2）市場価格のない株式等

① 非上場株式(連結貸借対照表計上額452,976千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難なため「投資有価証券　その他有価証券」には含めていません。

② 長期預り保証金(連結貸借対照表計上額562,538千円)は、返済期日が未定であり、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため上表に記載していません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

単位：千円

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	—	10,000	—

（注4）長期借入金の連結決算日後の返済予定額

単位：千円

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	712,940	825,860	623,820	517,176	483,824	1,103,214

（3）金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	1,441,768	—	—	1,441,768

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券	9,587	—	—	9,587
長期借入金	—	4,164,311	—	4,164,311

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式、国債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 賃貸等不動産に関する注記

当社及び連結子会社では、東京都その他の地域において賃貸用のマンション、商業ビル、物流施設等を有しております。2024年11月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸利益は786,974千円（営業利益に計上）、売却損益は696,951千円（特別利益に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額(千円)			当連結会計年度末の時価（千円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
7,596,867	△727,856	6,869,010	16,300,352

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は建物設備等の取得（43,225千円）であり、主な減少額は減価償却費（243,697千円）、土地・建物等の売却（527,384千円）であります。

3. 当連結会計年度末における時価は、主に「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

単位：千円

	報告セグメント		
	物流事業	不動産事業	計
売上高			
顧客との契約から生じる収益	2,686,106	77,933	2,764,039
その他の収益	1,636,061	591,322	2,227,383
計	4,322,168	669,255	4,991,423

(注) 売上高のその他の収益は「リース取引に関する会計基準（企業会計基準第13号)」に基づく賃貸収入等が含まれております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等(3) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権

顧客との契約から生じた債権の残高は次の通りです。なお、契約資産及び契約負債はありません。

単位：千円

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	314,190
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	315,425

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が１年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じた対価の中に取引価格に含まれない重要な金額はありません。

8. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　2,046円34銭

(2) １株当たり当期純利益　152円29銭

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（2024年11月30日現在）

単位：千円

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**2,268,412**	**流動負債**	**1,597,906**
現金及び預金	1,908,776	営業未払金	152,489
営業未収入金	254,503	短期借入金	100,000
前払費用	85,127	1年内返済予定の長期借入金	712,940
その他	20,004	未払金	59,149
固定資産	**14,920,301**	未払費用	79,518
有形固定資産	**11,658,064**	未払法人税等	299,500
建物	6,569,633	未払消費税等	43,789
構築物	159,981	前受金	146,933
機械及び装置	300,394	預り金	3,586
車両運搬具	16,229	**固定負債**	**4,896,533**
工具、器具及び備品	98,964	長期借入金	3,553,894
土地	4,512,861	繰延税金負債	671,938
無形固定資産	**18,768**	役員退職慰労引当金	129,323
借地権	1,845	長期預り保証金	519,190
ソフトウエア	11,308	資産除去債務	22,187
その他	5,614	**負債合計**	**6,494,439**
投資その他の資産	**3,243,468**	**純資産の部**	
投資有価証券	1,894,744	**株主資本**	**10,044,690**
関係会社株式	130,825	**資本金**	**2,527,600**
出資金	4,680	**資本剰余金**	**2,046,936**
関係会社長期貸付金	470,000	資本準備金	2,046,936
長期前払費用	55,360	**利益剰余金**	**6,660,118**
前払年金費用	151,280	利益準備金	180,330
差入保証金	427,499	その他利益剰余金	6,479,788
会員権	7,628	災害準備積立金	2,598
その他	101,449	別途積立金	290,070
資産合計	**17,188,713**	固定資産圧縮積立金	867,189
		繰越利益剰余金	5,319,930
		自己株式	**△1,189,964**
		評価・換算差額等	**649,584**
		その他有価証券評価差額金	649,584
		純資産合計	**10,694,274**
		負債及び純資産合計	**17,188,713**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年12月1日から2024年11月30日まで)

単位：千円

科目	金額	
売上高		**4,224,848**
売上原価		**3,223,318**
売上総利益		**1,001,530**
販売費及び一般管理費		**540,584**
営業利益		**460,945**
営業外収益		**48,650**
受取利息	5,773	
受取配当金	36,473	
その他	6,403	
営業外費用		**30,412**
支払利息	30,402	
その他	10	
経常利益		**479,183**
特別利益		**661,151**
有形固定資産売却益	660,951	
その他特別利益	200	
特別損失		**7,406**
有形固定資産除却損	7,406	
税引前当期純利益		**1,132,928**
法人税、住民税及び事業税	370,476	
法人税等調整額	△15,590	354,886
当期純利益		**778,041**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2023年12月１日から2024年11月30日まで）

単位：千円

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		利益剰余金
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金
2023年12月１日残高	2,527,600	2,046,936	2,046,936	180,330
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
固定資産圧縮積立金の取崩				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
2024年11月30日残高	2,527,600	2,046,936	2,046,936	180,330

単位：千円

	株主資本				
	利益剰余金				
	その他利益剰余金				利益剰余金合計
	災害準備積立金	別途積立金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	
2023年12月1日残高	2,598	290,070	907,237	4,596,579	5,976,815
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△94,739	△94,739
当期純利益				778,041	778,041
固定資産圧縮積立金の取崩			△40,047	40,047	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	—	—	△40,047	723,350	683,302
2024年11月30日残高	2,598	290,070	867,189	5,319,930	6,660,118

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2023年12月1日残高	△1,189,964	9,361,387	408,667	408,667	9,770,054
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△94,739			△94,739
当期純利益		778,041			778,041
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			240,916	240,916	240,916
事業年度中の変動額合計	—	683,302	240,916	240,916	924,219
2024年11月30日残高	△1,189,964	10,044,690	649,584	649,584	10,694,274

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

イ. 子会社株式　移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの　時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等　移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　有形固定資産は次の償却方法を採用しております。

建物　定額法

但し、1998年３月31日以前に取得した建物については、定率法を採用しております。

建物附属設備　定額法

構築物　定額法

但し、2016年３月31日以前に取得した建物附属設備、構築物については、若洲営業所を除いて定率法を採用しております。

機械及び装置　定額法

その他　定率法

主な資産の耐用年数は次のとおりです。

建物　７年～47年

機械及び装置　10年～17年

その他　３年～20年

また、2007年３月31日以前に取得した資産については、取得価額の５％に到達した翌事業年度より、取得価額の５％相当額と備忘価額の差額を５年間にわたり均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産　定額法

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に債権の回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度において貸倒引当金は計上しておりません。
② 退職給付引当金	当社従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の額に基づき簡便法により計上しております。なお、当事業年度末においては前払年金費用を計上しているため、退職給付引当金は計上しておりません。
③ 役員退職慰労引当金	役員の退職金の支払に充てるため、内規に基づき、期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 物流事業

倉庫業務

主な履行義務は、寄託を受けた貨物の保管及び入出庫荷役業務を行うことであり、保管業務では、寄託貨物の保管又は保管区画の供与開始以降一定の保管期日到来時点、入出庫荷役業務では、荷役作業完了時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。なお、貸倉庫業務は「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づく取引であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益であります。また、倉庫業務のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

運送業務

主な履行義務は、貨物自動車等による貨物の運送を行うことであり、貨物の出荷又は引取り以降運送を実施した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

物流事業の取引の対価については、履行義務を充足してから概ね２ヶ月で受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

② 不動産事業

主にマンション、オフィスビル等の賃貸業務を行っており、不動産賃貸業務は「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づく取引であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益であります。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法	金利スワップ取引のうち、金利スワップの特例処理の対象となる取引については、当該特例処理を採用しております。
② ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段 金利スワップ取引 ヘッジ対象 為替・金利等の市場価格の変動により時価または将来キャッシュ・フローが変動するリスクのある負債としております。
③ ヘッジ方針	金利リスクのある負債については、金利スワップ等により、金利リスクをヘッジすることを基本としております。
④ ヘッジの有効性評価の方法	ヘッジ手段およびヘッジ対象について毎決算期末に、個別取引ごとのヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象の負債とデリバティブ取引について、元本・利率・期間等の条件が同一の場合は、ヘッジ効果が極めて高いことから本検証を省略しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

イ. 土地	1,272,719千円
ロ. 建物	5,191,680千円
計	6,464,400千円

② 担保に係る債務

イ. 短期借入金	100,000千円
ロ. １年内返済予定の長期借入金	652,940千円
ハ. 長期借入金	3,433,894千円
計	4,186,834千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　9,786,068千円

(3) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額は、次のとおりであります。

	東北丸八運輸㈱	丸八クリエイト㈱
① 短期金銭債権	2,502千円	20,000千円
② 短期金銭債務	33,749千円	7,984千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

	東北丸八運輸㈱	丸八クリエイト㈱
① 営業取引による取引高		
売上高	28,602千円	—千円
売上原価	367,607千円	34,007千円
販売費及び一般管理費	—千円	28,439千円
② 営業取引以外の取引高		
受取利息	—千円	5,558千円
仲介手数料	—千円	36,000千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末の株式数 (株)
普通株式	1,378,807	—	—	1,378,807

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	17,361千円
未払賞与	13,549千円
未払社会保険料	2,773千円
役員退職慰労引当金	39,598千円
ゴルフ会員権評価損	1,094千円
資産除去債務	6,793千円
その他	9,583千円
繰延税金資産小計	90,755千円
評価性引当額	△47,591千円
繰延税金資産合計	43,164千円
繰延税金負債	
前払年金費用	△45,692千円
固定資産圧縮積立金	△382,723千円
その他有価証券評価差額金	△286,685千円
繰延税金負債合計	△715,102千円
繰延税金負債の純額	△671,938千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

単位：千円

種類	名称	議決権所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東北丸八運輸㈱	93.75%	業務委託 役員等の兼任	倉庫の賃貸	28,602	営業未収入金	2,502
				荷役作業委託	367,607	営業未払金	33,749
子会社	丸八クリエイト㈱	100.00%	金銭の貸付 役員等の兼任	金銭の貸付	—	関係会社貸付金	490,000
				金銭の返済	120,000	—	—
				仲介手数料	36,000	—	—
				利息の受取	5,558	—	—
				担保受入	180,000	—	—

（注）1. 上記のうち、営業未収入金及び営業未払金には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
取引金額につきましては、市場価格に基づき交渉の上、決定しております。
資金の貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を決定しております。
3. 当社の金融機関からの借入に対し丸八クリエイト㈱より土地、建物の担保提供を受けております。
取引金額は、借入金残高を記載しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

（1） 1株当たり純資産額　1,806円10銭
（2） 1株当たり当期純利益　131円40銭

（注） 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年１月８日

丸八倉庫株式会社
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　松　亮　一　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　堤　　康　　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、丸八倉庫株式会社の2023年12月１日から2024年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸八倉庫株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年１月８日

丸八倉庫株式会社
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　松　亮　一　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　堤　　康　　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、丸八倉庫株式会社の2023年12月１日から2024年11月30日までの第129期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年12月１日から2024年11月30日までの第129期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年１月９日

丸八倉庫株式会社　監査役会

常勤監査役　渡　邉　勝　之　㊞

社外監査役　三　木　康　史　㊞

社外監査役　佐　藤　昌　昭　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

スマートフォンまたは携帯電話を利用して、右記の「QRコード」を読み取り、会場周辺のマップにアクセスすることも可能です。

会　場　**ホテル イースト21東京 3階 永代の間**

東京都江東区東陽六丁目３番３号
電話03-5683-5683

会場入口案内図

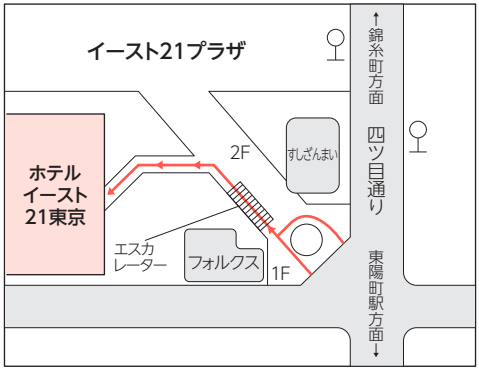

※総会会場は３階です。
フォルクス横（１階）のエスカレーターより、ロビーラウンジ（２階）へお上がり、更にエスカレーターで３階へお越しください。

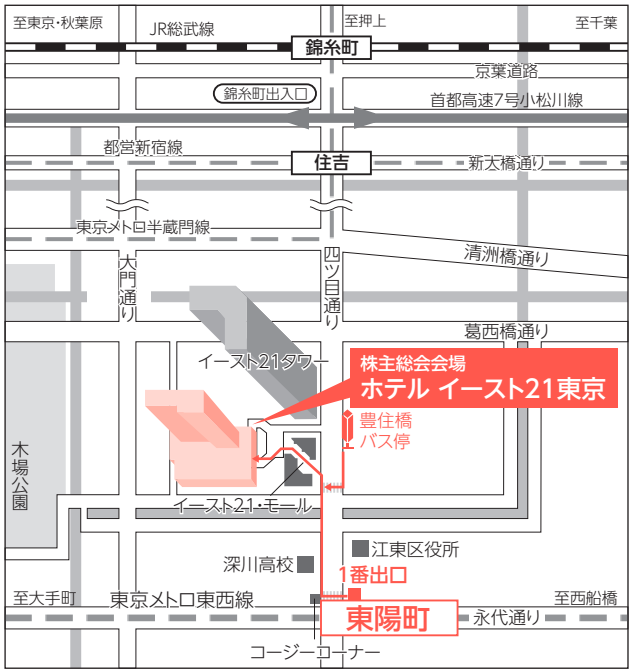

最寄り駅のご案内

地下鉄　東京メトロ東西線

「東陽町駅」1番出口下車、徒歩約7分
東陽町駅1番出口（大手町寄り）より右手にお進みください。

丸八倉庫株式会社

VEGETABLE OIL INK

FSC ミックス 紙｜責任ある森林管理を支えています www.fsc.org FSC® C022915

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。